

統一地方選挙のお知らせ

4月に選挙が行われます

任期満了に伴い、4月12日(日)に北海道知事・道議選挙が、4月26日(日)に名寄市議会議員選挙がそれぞれ行われます。私たちの意見を道政と市政に反映させるため、棄権することなく必ず投票しましょう。

選挙区と定数

北海道議会議員選挙

名寄市を1つの選挙区として、1人の道議会議員を選出します。

名寄市議会議員選挙

平成23年の市議会議員選挙では、定数20人で行いましたが、今回の選挙は18人となります。

名寄市議会議員選挙立候補予定者説明会を開催します



・とき 3月17日(火) 13時30分

・ところ 市役所名寄庁舎

4階大会議室

・参集者 各候補者につき2人以内

投票できる方

名寄市で投票できる方は、名寄市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

登録要件

	北海道知事 (3月26日告示)	北海道議会議員 (4月3日告示)	名寄市議会議員 (4月19日告示)
年齢要件	平成7年4月13日以前に生まれた方	平成7年4月13日以前に生まれた方	平成7年4月27日以前に生まれた方
住所要件	平成26年12月25日以前に転入届出をした方	平成27年1月2日以前に転入届出をした方	平成27年1月18日以前に転入届出をした方
転出抹消	平成26年12月11日以前に転出した方	平成26年12月11日以前に転出した方	平成26年12月25日以前に転出した方

名寄市で投票できない方

次の方は登録されていても選挙権がありません。

・選挙当日までに名寄市から道外へ転出した方

・道内へ転出し、投票当日までにさらに他の市町村へ転出した方

知事・道議選挙はできません

・投票当日までに名寄市から転出した方

名寄市議会議員選挙はできません



4/26(日)

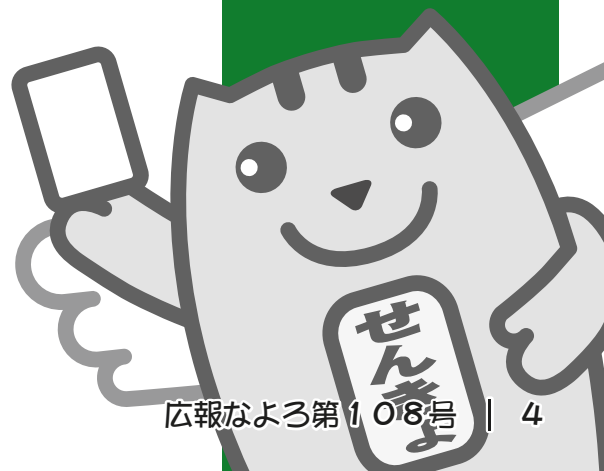
名寄市議会議員選挙の投票日

4/12(日)

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の投票日

問い合わせ
名寄市選挙管理委員会
事務局

☎01654③2111
(内線3322)



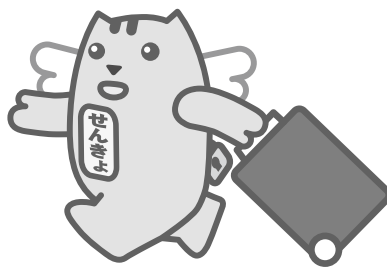
	知事・道議選挙	名寄市議選挙
市役所 名寄庁舎 (1階ロビー)	3月27日(金)～4月11日(土) 8:30～20:00 ※道議選の期日前投票は4月4日(土)から開始します。そのため、4月4日以降になると知事、道議を一度に済ませることができます。	4月20日(月)～25日(土) 8:30～20:00 
市役所 風連庁舎 (1階第1会議室)	4月6日(月)～11日(土) 8:30～19:00	4月20日(月)～25日(土) 8:30～19:00
市役所 智恵文支所 (老人室)	4月8日(水)～10日(金) 8:30～17:00	4月22日(水)～24日(金) 8:30～17:00

期日前投票の利用を

投票日(選挙期日)に仕事や旅行などで都合が悪く投票できない方は、次の日程で期日前投票ができます。
なお、期日前投票をするときは、お手元に届いた投票所入場券(はがき)を持参ください。
※入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入いただければ簡単に手続きができます。

不在者投票について

次のような場合は、不在者投票をご利用ください。
長期出張、旅行などで名寄市以外の市区町村に一時滞在する場合



「不在者投票用紙等請求書兼宣誓書」に本人が記入し、名寄市選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。

後日、指定された場所に投票用紙一式を送付しますので、お近くの選挙管理委員会で投票してください。
障がいなどで投票所に行けない場合

身体に重度の障がいがあったり投票所に行けない方は、郵便などにより自分のいる場所で投票ができます。
あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりませんので

お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。
さらに視力などの障がいがある場合は、本人に代わって投票用紙に記載をする「代理記載制度」があります。

※いずれも郵送などで日数がかかる場合がありますので、お早めにご手続きをお願いします。
病院などに入院している場合

入院中の方は、一定規模の病院や老人ホームでは、施設内で投票することができません。病院の看護師などに確認して不在者投票の手続きをしてください。

未来をつくる
あなたの一票大切に



広報なよらの有料広告を募集します

お店のPRや事業のご案内などにぜひご利用ください。

掲載位置

お知らせページ(5段組)の最下段

広告のサイズと価格

1号広告

【サイズ】縦45mm×横90mm 【価格】1万5,420円

2号広告

【サイズ】縦45mm×横180mm 【価格】2万2,620円

掲載条件

広告掲載要綱・広告掲載基準などを順守し、次の①②すべてに該当する場合

- ①市内に本店・支店などがある事業所(法人・個人)
- ②市税の滞納がない

掲載できないもの

法令などに違反するもの、公序良俗に反するもの、政治活動・宗教活動に関するもの、意見広告または個人の宣伝など

申し込み・問い合わせ

申込方法や掲載要綱などについてご連絡ください。
企画課 広報推進係

☎01654③2111 (内線3307)